

# まるごとケアの家 里・つむぎ 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して自主事業としての短期・長期宿泊サービスを提供し概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	4

## 1. 事業者

(1) 法人名	特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平
(2) 法人所在地	岩手県八幡平市田頭第12地割20番地
(3) 電話番号	0195-76-4424
(4) 代表者氏名	理事長 高橋 和人
(5) 設立年月	平成 22年 6月 21日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	まるごとケアの家（自主事業としての短期
(2) 事業所の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その自立した生活を営むことができるよう、行うことにより、心身機能の維持並び及び精神的負担の軽減を図ります。
(3) 事業所の名称	まるごとケアの家 里・つむぎ
(4) 事業所の所在地	岩手県八幡平市田頭第12地割20番地
(5) 電話番号	0195-76-4424 (F.A)
(6) 事業所長氏名	統括施設長 高橋 和人
(7) 当事業所の運営方針	(1) 当事業の実施に当たっては、関係市町村、福祉サービスと綿密な連携を図り努めます。 (2) 介護するにあたっては、利用者

もとより、特定非営利活動法人  
「心のバリアフリー、笑顔と安  
支援させていただきます。

1

(8) 開設年月日

平成 23 年 4 月 1 日

(9) 利用定員

原則 7 人（緊急の場合この限りではありません）

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

八幡平市（安代地区を除く）・玉山区の好摩・

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（時間延長あり）
サービス提供時間	24 時間

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して自主的宿泊サービスを提供する職員として、以下を配置しています。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 1. 事業所長（管理者） | 1 名（兼務）   |
| 2. 介護職員      | 1 名以上（昼間） |
| 3. 看護師       | 1 名以上（昼間） |
| 4. 夜勤介護職員    | 1 名（夜間）   |

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- ◆ なお、介護保険外のデイサービス、自主宿泊サービスは、利用料金の全額がご負担となります。

#### (1) サービスの向上

##### ① 日常生活上の援助

- ・ 食事介助、排泄介助、入浴介助、移動介助、口腔ケア等の援助を行います。

##### ② 食事

- ・ 当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食事を摂っていただくことを原則として

##### ③ 健康管理

##### ④ 生活相談・生活サービス

##### ⑤ 送迎

- ・ 宿泊のみの送迎は原則行っておりませんが、ご希望の場合は片道 500 円を

#### (2) サービスの利用料金

- < 介護保険外デイサービス（1回あたり）：サービス利用料金 >

##### ① 要介護別利用料金

利用料	要支援 1～要介護 2	要介護 3～要介護 5
-----	-------------	-------------

有料ホーム入所の方	1,500円	2,500円
在宅の方	2,000円	3,000円

- ② 送迎 500円 (片道)
- ③ 食費 500円 (おやつ込)
- ④ 入浴 500円

2

● < 宿泊 (1泊あたり) : サービス利用料金 >

- ① デイサービス里・つむぎを利用し引き続き、宅老所をご利用の場合 (相部屋)

利用料	要支援・要介護度に関係なく一律 1,000円
-----	------------------------

※ ただし、個室の場合、1泊1,200円となります。

- ② 介護保険外の方並びに、デイサービスのご利用なく宿泊のみの場合 (相部屋)

利用料	要支援・要介護度に関係なく一律 3,000円
-----	------------------------

※ ただし、個室の場合、1泊3,200円となります。

- ③ 食費

・朝食 300円 昼食 500円 (おやつ込) 夕食 350円

- ④ 洗濯代 (衣類・シーツ他)
  - ・1ヵ月以上ご利用の方および長期滞在の方 1
  - ・1ヵ月未満の方

- ⑤ その他

・宿泊費と別に光熱水費がかかります日 400円

・行事、レクリエーション費用等

宅老所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる  
あって、その利用者に負担いただくことが適当であると認められたもの。

● < 各種サポートサービス : サービス利用料金 >

- ・病院付添サービス、買い物同行サービス等 1回 : 2,000円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更すること  
その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1か月前まで

(3) 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は、利用月の翌月10日までにご請求いたしますので、指定  
現金持参の、いずれかの方法でお支払い下さい。

\* 振込先

岩手銀行 平舘支店 普通預金 20453

- (4) けが、病気等により、入院された場合  
入院期間により、下記の対応とさせていただきます。

入院した場合	部屋代はいただきます。 それ以外は日割りと
入院が30日を超える場合	ご家族と相談のうえ、利用を中止させていただく場

3

- (5) 利用の中止、変更  
契約したサービス利用日に、体調の変化又は諸事情により休む場合は、事前にご連絡をお願いします。また、当日の体調チェックの結果、体調が悪いと判断された場合変更または中止することがあります。
- (6) その他  
・設備・器具の利用  
館内の設備や器具は、職員の指示、本来の用途に従いご使用願います。

## 6. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口（担当者）

宅老所 里・つむぎ 管理者 佐々木 諒太 （ささき り

宅老所 里・つむぎ 生活相談員 梅木 栄里 （うめき えり

（電話） 0195-76-4424 （FAX）

○受付時間 月曜日～金曜日 午前 8時30分～午後 5時30分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

○ 八幡平市役所長寿社会課 0195-76-2111

○ 八幡平市社会福祉協議会 0195-74-4400

○ 盛岡北部行政事務組合 0195-74-2716

○ 国民健康保険団体連合会 019-604-6700

○ 岩手県社会福祉協議会 019-637-8871

## 7. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、事前の連絡を要し、速やかに主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。又、緊急連絡先に連絡し

## 8. 非常災害時の対応

別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

## 9. 事故発生時の対応

サービスの提供により発生した事故に対しては、ご家族・市町村介護保険担当課・支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故に加入の損害保険より、その範囲内において賠償いたします。

## 10. 秘密保持

当事業所では、業務上知り得たご利用者及びご家族に関する秘密は漏らしません。但し、介護保険事業により、利用者の介護に関する事業者間の連絡調整の為に開催担当者会議等において必要がある場合は、限定的な範囲で個人情報を提供すること

## 11. サービス利用にあたっての留意事項

- ・当事業所内は禁煙となっておりますので、ご協力ください。
- ・他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内で他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

宅老所のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

### 【事業者】

所在地	岩手県八幡平市田頭第12地割20番地
名称	まるごとケアの家里・つむぎ
役職	設長
	高橋 和人 印

### 【説明者】

職名	
氏	印

私は、契約書及び本書面により、事業者からまるごとケアの家里・つむぎについてのサービスの提供開始について同意しました。尚、本書面記載事項、利用料金及び個人にあたる利用範囲とその内容について併せて同意します。

平成 年 月 日

### 【利用者】

住所	
氏	印

【代理人】

住 所

氏

印

---

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に  
利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

ます。事業所の  
します。

]

]

・長期宿泊サー  
の有する能力に  
、必要な日常生  
に利用者のごま

X) 0195

、地域の保険・  
)、総合的なサー

の基本的人権に

里・つむぎ八幡  
心の創造を」を

)ません )

・ 生出地区

)

この職種の職員を

はご契約者の

事を提供します。  
こいます。

いただきます。



1ヵ月 一律1,000円

1回

50円

要となるものにかかる費用で

ことがあります。  
にご説明します

日までに銀行振

なります。

合もあります

当事業所に連絡  
合サービスのP

ようた)

)

) 0195-

分

な

打ち合わせによ  
ます。

並びに居宅介護  
付しては、当事業

。  
提供されるサービス  
にありません。

重要事項の説明  
情報の使用

こ基づき